

只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」着ぐるみ使用 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、只見線活性化対策協議会（以下「協議会」という。）が所有する只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」（以下「キハちゃん」という。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ「キハちゃん」着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、只見線活性化対策協議会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 協議会を構成する地方公共団体が使用するとき。
- (2) 協議会を構成する地方公共団体内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) その他会長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定により使用の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キハちゃんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)に規定する暴力団員が使用するとき。

(7) その他、会長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定による承認、不承認は、「キハちゃん」着ぐるみ使用承認書(様式第2号)、「キハちゃん」着ぐるみ使用不承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用承認を受けた者に対する着ぐるみの使用料は無料とする。

(使用の際の遵守事項)

第5条 着ぐるみを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(4) 使用時の安全対策を講じること。

(5) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) その他会長が付した条件に従って使用すること。

(現状復帰)

第6条 着ぐるみを故意又は過失によって紛失又は汚損等した場合は、現物又は実費をもって弁償し、現状に復さなければならない。

(承認の取消し)

第7条 会長は、着ぐるみの使用がこの規程及び承認された内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(損失補償等の責任)

第8条 協議会は、着ぐるみの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月9日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

「キハちゃん」着ぐるみ使用承認申請書

平成 年 月 日

只見線活性化対策協議会長 様

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 印

只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」の着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 使用目的

2. 借用物品及び数量

(1) 着ぐるみ	体
(2) バッテリー	個
(3) 充電器	台

3. 借用期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

4. 使用場所

5. 連絡先（担当者名、電話番号）

6. 添付資料等

【留意事項】

- ・貸出は無料とし、期間は原則として7日間以内とします。
- ・使用にあたっては、「只見線活性化対策協議会只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」着ぐるみ使用規程」を参照してください。
- ・故意又は過失によって着ぐるみを紛失又は汚損等した場合は、現物又は実費をもって弁償し、現状に復していただきます。

様式第2号（第3条関係）

「キハちゃん」着ぐるみ使用承認書

平成 年 月 日

様

只見線活性化対策協議会長

平成 年 月 日付で申請のありました「キハちゃん」の着ぐるみの使用については、下記のとおり承認します。

記

1. 承認内容

- (1) 「キハちゃん」着ぐるみ使用承認申請書の申請内容のとおり使用すること。
- (2) 只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」着ぐるみ使用規程を遵守すること。

様式第3号（第3条関係）

「キハちゃん」着ぐるみ使用不承認書

平成 年 月 日

様

只見線活性化対策協議会長

平成 年 月 日付で申請のありました「キハちゃん」の着ぐるみの使用については、下記の理由により不承認とします。

記

1. 不承認理由